

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）  
情報ネットワーク構築及び運用保守業務

プロポーザル実施要項

令和2年 11 月  
地方独立行政法人広島市立病院機構

## 目 次

|    |                      |   |
|----|----------------------|---|
| 1  | 基本方針                 | 1 |
| 2  | 調達概要                 | 1 |
| 3  | 担当部局                 | 2 |
| 4  | プロポーザルの内容            | 2 |
| 5  | プロポーザルの参加資格          | 2 |
| 6  | プロポーザルにおいて企画提案を求める事項 | 3 |
| 7  | プロポーザルの参加に係る費用負担     | 4 |
| 8  | プロポーザルのスケジュール        | 4 |
| 9  | プロポーザルに係る関係書類の交付     | 5 |
| 10 | 参加表明書の提出             | 5 |
| 11 | 企画提案書の提出             | 6 |
| 12 | 質問書の提出手続き            | 7 |
| 13 | 参加表明書、企画提案書その他の書類の取扱 | 7 |
| 14 | 失格要件                 | 8 |
| 15 | 受託候補者の選定に係る審査        | 8 |
| 16 | 契約手続                 | 9 |

## 資 料

- 別紙1 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務 基本仕様書
  
- 別紙2 広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務 プロポーザル評価項目
  
- 様式集 別添のとおり
  
- 参考資料集 別添のとおり

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称。以下「新病院」という。）の建物内で利用する情報ネットワークについて、構築・運用保守業務の受託候補者を選定するために実施するプロポーザルの内容は、以下のとおりとする。

## 1 基本方針

- (1) 新病院の情報ネットワークは、24時間365日の診療業務を支える重要な情報通信基盤であることから、障害対応に十分配慮し、信頼性・保全性を確保して整備する。
- (2) 医療情報システム系ネットワークについては、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」や総務省及び経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を遵守して整備する。
- (3) また、電子カルテ等に用いる医療情報システム系ネットワークに限らず、職員が利用するインターネットや音声通信などを含め、院内全ての情報ネットワークを対象に集約化を図り、セキュリティ対策の徹底と運用管理の合理化を実現する。特に、サイバーセキュリティ対策の視点から、院内だけでなく、院外との通信（通話を含む）について、経路が特定できる仕組みを構築する。
- (4) 構築費だけでなく、ランニングコストの削減にも配慮した整備とする。特に、将来起こりうる変化として、診療業務へのIoT機器の導入が見込まれているため、情報ネットワークの拡張性にも配慮する。
- (5) 以上のような情報ネットワークの構築を基本方針とするが、情報ネットワークの構築方式は日進月歩であるため、発注者において予め決めることが難しい。そのため、基本仕様書には構築方式を明記せず、提案上限額を設けたうえで、構築方式、構築スケジュール、障害対策、セキュリティ対策、コスト抑制策等について、企画提案者の技術力やノウハウ、創意工夫等による提案を求める。

## 2 調達の概要

- (1) 件名

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務

(2) 実施場所

現病院：広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

新病院：広島市安佐北区亀山南一丁目地内

(3) 業務概要

令和4年春開院予定の新病院において、医療情報システム系、情報系、音声系の各ネットワークが統合的に稼働する情報ネットワークの構築（設計、サーバ室から情報コンセントまでの配線、院内全体への無線APの設置等）及び運用保守業務を実施する。

(4) 契約期間（運用保守期間を含む）

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額（構築費のみ）

400,000,000円

### 3 担当部局

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（広島市立安佐市民病院内）

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話 082-815-5211（代表） 内線:2752

E-mail [hirokikou-honbu@hcho.jp](mailto:hirokikou-honbu@hcho.jp)

### 4 プロポーザルの内容

基本仕様書（別紙1）のとおり

### 5 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「03-

01 医療用機械器具」及び「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」並びに「30-08 機械器具（建物付属設備、機械設備を除く。）の保守点検」に登録されている者であること。

(3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

(6) 平成27年4月1日以降に、病床数400床以上の医療機関において、統合ネットワーク（医療情報システム（HIS）系ネットワークを主体としたインターネット系・音声系ネットワーク等の統合ネットワーク。以下同じ。）の構築実績があること。

## 6 プロポーザルにおいて企画提案を求める事項

(1) 設計・構築要件

ア 必須事項

(ア) 構築方式と情報ネットワークの概要

(イ) 構築に伴う自社の人員体制

(ウ) 構築スケジュール

(エ) セキュリティ対策

(オ) トラフィック対策

- (カ) 障害対策
  - (キ) 拡張性
  - イ 任意事項
    - (ア) その他、特に優れている点
  - (2) 運用保守要件
    - ア 必須事項
      - (ア) 運用保守の内容
    - イ 任意事項
      - (ア) その他、特に優れている点
  - (3) 提案見積書（様式5）
    - ア 構築費
    - イ 運用保守費
- ※ 詳細は、基本仕様書（別紙1）のとおり

## 7 プロポーザル参加に係る費用負担

プロポーザルに係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

## 8 プロポーザルのスケジュール

| 期日等                          | 内容               |
|------------------------------|------------------|
| 令和2年 12月 7日～<br>12月 21日 午後5時 | プロポーザルに係る関係書類の交付 |
| 12月 21日 午後5時                 | 質問書提出期限          |
| 12月 28日                      | 質問への回答           |
| 令和3年 1月 8日 午後5時              | 参加表明書提出期限        |
| 1月 15日                       | 参加資格審査結果通知       |
| 2月 2日 午後5時                   | 企画提案書等の提出期限      |
| 2月 中旬                        | 審査委員会の審査         |
| 2月 中旬                        | 審査結果の公表          |
| 2月 中旬                        | 基本協定書の締結         |

## 9 プロポーザルに係る関係書類の交付

### (1) 交付期間

令和2年12月7日（月）から令和2年12月21日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

### (2) 交付時間

午前9時から午後5時まで

### (3) 交付方法

令和2年12月7日（月）に当機構のホームページ（<http://www.hcho.jp>）に掲載する。また、希望により前記3の担当部局でも交付する。

## 10 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 納税証明書等

※ 基準日前の直近年度における国税の未納がないことを証明する納税証明書（発行年月日が基準日以降のものに限る。）及び、広島市税の滞納がないことを証明する「直近の証明が可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨」の記載がある証明書（発行年月日が基準日以降のものに限る。）。なお、広島市税の納税義務者でない場合は、広島市税の滞納がないことを証明する証明書にかえて、その旨の「申立書」（様式は任意）を提出すること。

ウ 統合ネットワークの国内における受託実績（様式6）

平成27年4月1日以降で、病床数400床以上の医療機関において、統合ネットワークを構築した実績について、医療機関名、病床数、構築した統合ネットワーク上で稼働している電子カルテシステムの有無、PACSなどの画像管理システムの有無、接続するクライアント端末の概算数、IP電話端末の概算数（固定電話、携帯電話、スマートフォン）を記載すること。

エ 登記事項証明書の写し

### (2) 提出期限

令和3年1月8日（金）午後5時

### (3) 提出部数

1部

(4) 提出先

前記3の担当部局

(5) 提出方法等

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送の場合は、簡易書留便とし、提出期限までに必着すること。また、封筒の表面に「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務プロポーザル参加表明書在中」と記載すること。

(6) 参加資格の確認結果の通知

ア 令和3年1月15日（金）までに電子メールで通知する。電子メール送信後、当機構の担当者から到着確認を行う。

イ 参加資格がないと認めた事業者については、確認結果の通知にその理由を記載する。

(7) 参加表明後の辞退

参加を取り止める場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

ア 提出期限

令和3年2月2日（火）午後5時まで

イ 提出先・提出方法等

前記(4)及び(5)に同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務プロポーザル参加辞退届在中」と記載すること。

## 11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書添書（様式4）

イ 企画提案書（様式は任意。下記(2)を参照）

ウ 提案見積書（様式5）

(2) 企画提案書の作成

ア 前記6の「プロポーザルにおいて企画提案を求める事項」に掲げる項目（この内(3)提案見積書を除く）に対する企画提案を、A3版（横・片面印刷で様式は任意）3枚以内で記載すること。



イ 提案者が特定できる会社名やロゴマーク等を記載しないこと。また、他事例を紹介する場合は、病院名は表示しないこと。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 1 0 部

(4) 提出期限

令和 3 年 2 月 2 日（火）午後 5 時まで

(5) 提出先及び提出方法

前記 10 の(4)及び(5)と同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務プロポーザル企画提案書在中」と記載すること。

## 12 質問書の提出手続

プロポーザルの実施要項の内容等に関して質問がある場合は、質問書（様式 2）により提出すること。

(1) 提出期限

令和 2 年 12 月 21 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出先

前記 3 の担当部局

(3) 提出方法

ア 持参又は電子メールにより提出すること。

イ 持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ウ 電子メールの場合は、送信後、当機構の担当者に到着確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

令和 2 年 12 月 28 日（月）に、質問者に直接電子メールで回答するほか、当機構のホームページ (<http://www.hcho.jp>) に掲載する。また、希望により前記 3 の担当部局でも交付する。

## 13 参加表明書、企画提案書その他の書類の取扱

(1) 企画提案書その他の書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

(2) 提出された企画提案書その他の書類（以下「提出書類」という。）は、訂正、追加及び再提出できない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。

- (5) 提出書類は、プロポーザル参加資格の確認及び企画提案内容の審査以外には使用しない。

#### 14 失格要件

プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

- ア 受託候補者を選定する日までの間に、前記5のプロポーザルの参加資格に掲げる事項を満たさなくなったとき又は社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されていたとき。

#### 15 受託候補者の選定に係る審査

- (1) 審査は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務受託者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、非公開で行う。

##### (2) ヒアリングの実施

ア 審査委員会において、必要がある場合は、ヒアリングを実施する。

イ ヒアリングの日時・会場等の詳細については、企画提案書の提出期限後、プロポーザル参加者に通知する。

ウ ヒアリングへの出席は、3名以内とする。

##### (3) 受託候補者の選定

審査委員会において、提出された企画提案書（ヒアリングを実施した場合はヒアリングの内容を含む。）について、別紙2の「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務プロポーザル評価項目」に基づき審査し、受託候補者として、優秀提案者及び次点提案者を選定する。

##### (4) 審査結果の通知

審査終了後、速やかに審査結果通知書を郵送する。

##### (5) 審査結果の公表

ア 審査終了後、速やかに当機構のホームページに審査結果を掲載する。

イ 優秀提案者及び次点提案者は事業者名を公表し、その他の事業者は事業者名を記号化して公表する。

## 16 契約手続

### (1) 契約交渉

ア 優秀提案者に選定されたものを優先交渉者とし、契約の交渉を行う。

イ 優秀提案者と契約の締結に至らなかった場合は、次点提案者と交渉を行う。

### (2) 契約の流れ

ア 業務の受託契約は、企画提案書の内容を踏まえ、発注者と受注者において新病院の情報ネットワーク構築の詳細を決定する。

イ 詳細の決定に当たって、企画提案書において基本的要件に対する代替案の提案があった場合、詳細を協議のうえ、発注者が承認したものであれば、これを認める。

ウ 前記ア、イについて決定後、契約を締結する。

エ 受託者は、業務の契約締結までに、契約金額の100分の10以上に相当する額を、契約保証金として納付する等の対応を取らなければならない。

## 17 その他

(1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に当たって、「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務公募型プロポーザル手続開始の公示」及びこの実施要項に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。

(3) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(4) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。